析官、名古屋国税局にあっては、調査管理課、広域情報管理課、調査総括課、調査審理課、国際調査課、国際情報課及び調査開発課、関東信越国税局にあっては、調査管理課、調査審理課及び国際調査課、札幌国税局、仙台国税局、金沢国税局、広島国税局、高松国税局、福岡国税局及び熊本国税局にあっては、調査管理課の所掌に属するものを除く。）を分掌する。

［一～三　略］

（情報企画分析官の職務）

第五百十四条の二　情報企画分析官は、命を受けて、次に掲げる事務をつかさどる。

一　第五百条の二各号に掲げる資料及び情報の収集、整理及び分析に関する事務のうち総合的な事項に関すること。

二　前号に掲げる事務に関する調査の企画に関すること。

（国税調査官）

第五百十七条　調査査察部（東京国税局にあっては、調査第一部、調査第二部、調査第三部及び調査第四部、大阪国税局にあっては、調査第一部及び調査第二部、名古屋国税局にあっては、調査部とする。）を通じて国税調査官二千八百六十一人以内を置く。

２　［略］

（国税査察官）

第五百十八条　調査査察部（東京国税局、名古屋国税局及び大阪国税局にあっては、査察部とする。）を通じて国税査察官千七百六十五人以内を置く。

２　［略］

（沖縄国税事務所に置く課等）

第五百二十条　沖縄国税事務所に、次に掲げる課及び室並びに統括国税徴収官一人を置く。

総務課
人事課
会計課
情報システム課
課税総括課
個人課税課
資産課税課
法人課税課
間税課
資料調査課
徴収課
調査課
査察課

（情報システム課の所掌事務）

第五百二十四条　情報システム課は、国税庁長官の定めるところにより、第四百六十一条第一項各号に掲げる事務をつかさどる。

（資料調査課の所掌事務）

第五百三十条　資料調査課は、次に掲げる事務（課税総括課の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

［一～五　略］

［条を加える。］

（国税調査官）

第五百十七条　調査査察部（東京国税局にあっては、調査第一部、調査第二部、調査第三部及び調査第四部、大阪国税局にあっては、調査第一部及び調査第二部、名古屋国税局にあっては、調査部とする。）を通じて国税調査官二千八百四十五人以内を置く。

２　［同上］

（国税査察官）

第五百十八条　調査査察部（東京国税局、名古屋国税局及び大阪国税局にあっては、査察部とする。）を通じて国税査察官千七百五十三人以内を置く。

２　［同上］

（沖縄国税事務所に置く課等）

第五百二十条　沖縄国税事務所に、次に掲げる課及び室並びに統括国税徴収官一人を置く。

総務課
人事課
会計課
事務管理課
課税総括課
個人課税課
資産課税課
法人課税課
間税課
資料調査課
徴収課
調査課
査察課

（事務管理課の所掌事務）

第五百二十四条　事務管理課は、国税庁長官の定めるところにより、第四百六十一条第一項各号に掲げる事務をつかさどる。

（資料調査課の所掌事務）

第五百三十条　資料調査課は、次に掲げる事務（課税総括課の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

［一～五　同上］